

小口連携保証(トライアングル1000)

1 保証対象者 下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方

2 資 格 要 件 県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む会社・個人(確定申告先)で商工団体が推薦する先であって、次の各号のいずれかに該当する方

ココをチェック!! 商工団体との連携保証です。商工団体の推薦状が必要です。

(1)直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)
(2)直近決算において年商が3億円未満の会社

3 保証限度額 資格要件(1)の方 500万円
ただし、運転資金については月商の2か月を上限とする。
資格要件(2)の方 1,000万円
ただし、運転資金については月商の2か月を上限とする。
なお、500万円超(小口連携保証の既保証残高を含む。)となる場合は、『中小企業の会計に関する基本要領』に沿って会計処理されていることを必須条件とし、『中小企業会計要領の適用に関するチェックリスト』の提出が必要。

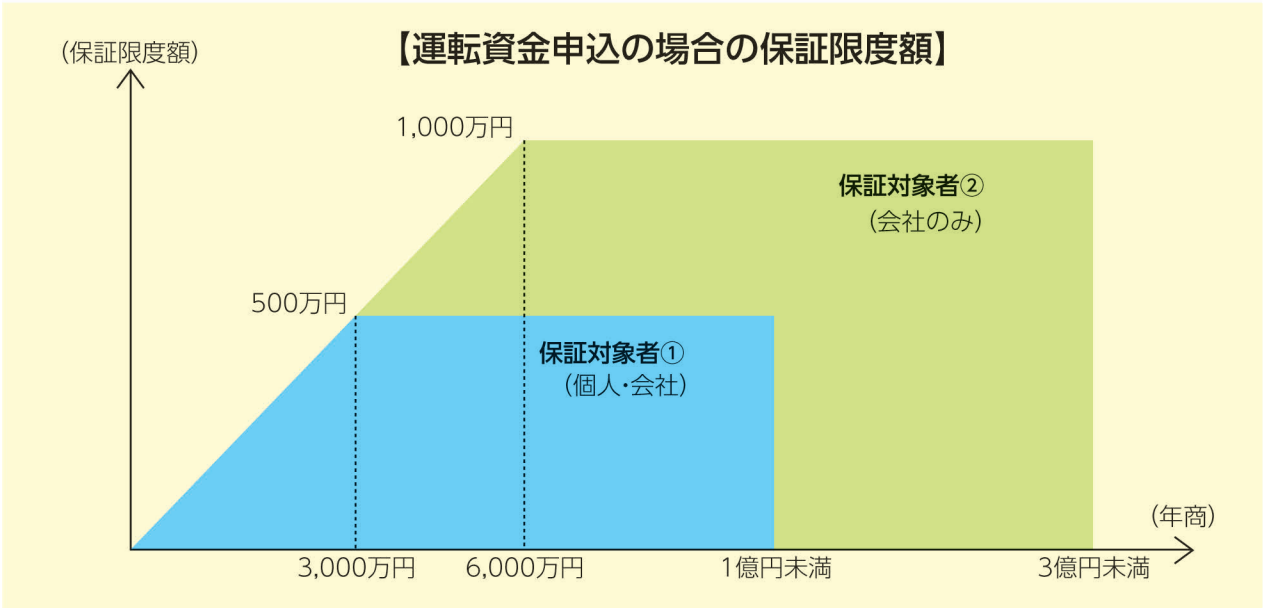
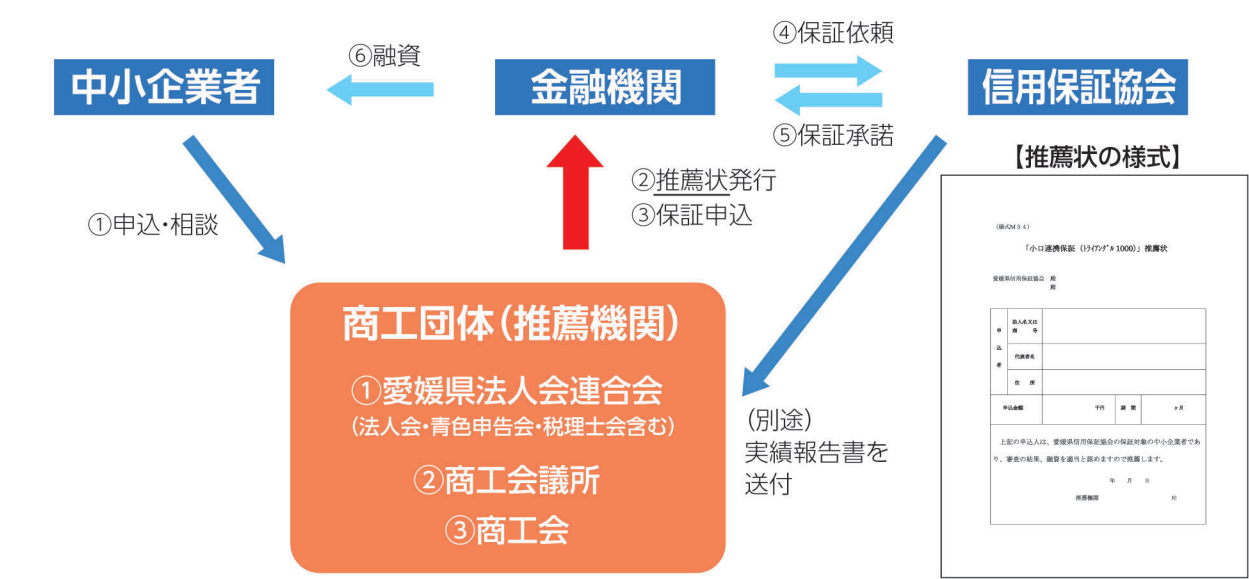
ココをチェック!! 税理士等が作成する「会計チェックリスト」添付を条件に保証枠を1,000万円まで拡充します！

4 資 金 使 途 運転資金・設備資金

5 保 証 期 間 運転資金: 5年以内
設備資金: 7年以内

6 そ の 他 ※貸付金利については、通常金利に比べ0.3%優遇されています。

〈小口連携保証(トライアングル1000)に係る事務処理フロー〉



保証対象者	対象者の条件	保証限度額
保証対象者①	直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)	500万円 (※運転資金は下記のとおり制約あり)
保証対象者②	直近決算において年商が3億円未満の会社。(['中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストが必要)	1,000万円 (※運転資金は下記のとおり制約あり)

※運転資金は、上記保証対象者①、②ともに上図のように月商2か月分が上限となります。

- (1) 500万円を超え1,000万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社のみ利用可で、『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』が必要です。
(2) 500万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社・個人事業所ともに利用可で、上記(1)の「チェックリスト」の提出は不要です。
(3) 500万円を超えての運転資金の申込は、直近の年商が3,000万円超であることが必要です。
(4) 1,000万円の運転資金の申込は、直近の年商が6,000万円超であることが必要です。